

第114回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日時：令和元年6月21日(金)10:00～12:00

2 場所：中央合同庁舎第2号館 共用会議室1

3 出席者

座長 松尾 邦弘

江利川 毅

小野 勝久

梶田 信一郎

高橋 滋

南 砂

(総務省) 行政評価局長 讃岐 建

大臣官房審議官 白岩 俊

行政相談企画課長 原嶋 清次

行政相談管理官 飯塚 雅夫

4 議題

(1) 事案

- 後期高齢者医療制度の被保険者への保険料徴収（新規案件）

(2) 報告

(結果報告)

- ① 身体障害者手帳の様式の見直し
- ② 最高裁判所裁判官国民審査における点字投票の負担軽減

(経過報告)

- ① 任意継続被保険者証の早期交付
- ② 養子縁組里親における育児休業期間の見直し

(3) その他

- 教職員検定による隣接校種の教員免許状取得時の要件の見直し（あっせん報告）

5 議事概要

(1) 事案

後期高齢者医療制度の被保険者への保険料徴収(新規案件)

事務局から、付議資料に基づき事案の内容説明を行うとともに、事務局において調査結果を踏まえて整理した考えられる3つの改善方策の可能性を示し、これらを基に事案の検討が行われた。

主な質疑は以下のとおり。

(梶田委員)

今回のケースは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合であるが、他の医療保険制度においても、同様の問題が生じるものか。

(事務局)

健康保険など、他の医療保険制度から後期高齢者医療制度に移行する場合にも、今回のケースと同様に、6か月程度は普通徴収となる。

なお、介護保険においても、65歳到達時には、同様に6か月程度は普通徴収となる。

(梶田委員)

今回のケースのような苦情は、多く寄せられているのか。

(事務局)

総務省の行政相談においても受け付けており、その中には、目の不自由な方から、外出して保険料を納めなければならないことを負担に思うという相談も寄せられている。

(小野委員)

高齢者が、納付書により金融機関に出向き保険料を納付することが大変であることを踏まえると、行政相談委員としてこのような意見を提出することは十分理解できる。

また、口座振替による保険料納付は可能であるものの、口座振替による保険料納付を申し込むため金融機関まで出向かなければならないことも高齢者にとっては負担であり、高齢者は(手続きなく)引き続き保険料を引き落とししてもらいたいと思うだろう。

まずは、出来ることからやっけていく、ということが必要ではないかと実感している。

(事務局)

介護保険など、他制度における普通徴収の取扱いとの比較にも留意しつつ、また、マイナンバーを活用した情報連携の活用により改善に結びつく方法があるか検討しながら、改善に近づけていく余地があるのではと考えているところである。

(高橋委員)

現在の事務の流れでは、市町村は日本年金機構から年金情報を提供される流れとなっ

ているが、市町村から日本年金機構に75歳到達者の年金情報を照会する流れとすることにより、事務の早期化を図る余地があるように感じるが、このことについて、厚生労働省はどのような意見を言っているのか。

(事務局)

これまでの調査で聞いている厚生労働省の見解は、資料のとおりである。

当方の問題意識としては、厚生労働省は事務の前倒しや早期化が困難としながら、市町村では、既に資料に掲載した事務の流れの前から住民基本台帳の情報の共有が始まっており、情報連携の環境があるようにみられることを踏まえ、何らかの改善策がないだろうか、と考えているところである。

(梶田委員)

事務の期間として一定の期間を要すること、また、事務の期間の短縮のためにシステム改修を要した場合に費用がかかり、費用対効果の問題が出てくることは分かる。

一方、現在、普通徴収期間が生じることに起因する国民の負担や、このことにより国民から寄せられる相談に市町村職員が対応しなければならないこともコストと考えると、何らかの対応策がとれないものだろうかと思うが、厚生労働省は、改善に当たってどのような支障が生じているとしているのか。

(事務局)

厚生労働省は、所得が確定できないため、誤った保険料を賦課してしまうなどの混乱が生じないかと懸念している。

(小野委員)

過疎地域に住む高齢者にとっては、保険料を納付するために納付書を持って納付できる場所まで出向くことも負担である。本件は、このような国民の立場に寄り添って検討してもらいたいと思う。

(事務局)

厚生労働省も、今回の委員意見のような国民の声があるということは理解しており、何らかの改善策がとれないかという意識は共有できていると感じている。しかし、特別徴収の開始に必要な6か月の事務を、そのまま6か月間前倒しするような大規模な見直しは、システム改修を要するため困難としている。

なお、市町村の担当者からの意見聴取では、マイナンバーによる情報連携のシステムにおいて、エラーが生じるなど十分に稼動しない状況にあり、紙媒体での情報共有を併せて行っているとの情報も聞かれている。このことについて、システム改修により事務の早期化に結びつく余地があるかどうか、という視点から、システムの運用実態について補足調査することを検討している。

(江利川委員)

国民健康保険も後期高齢者医療も、徴収事務は市町村の事務である。その徴収事務の軽減や確実な徴収のために、保険料を年金から天引きしているものであるということ踏まえ、特別徴収は特例的なやり方という位置づけになるのではないかと思う。

また、事務の前倒しを図ったことにより、その後所得の変更や死亡などがあると、保険料の変更などで事務負担が増加することになり、その負担増はどこに負わせるのか(日本年金機構か、徴収事務者である市町村か)という問題も出てくるかもしれない。

一方、マイナンバーの情報連携を使えば、改善できる余地もあるかもしれない。

本件については、介護保険など、他制度にも波及する問題ではないだろうか。現実的に何が出来て何が出来ないか、中立的な立場で丁寧に検討することが必要であると考えられ、丁寧な調査、議論を行っていくことが必要ではないかと思う。

(事務局)

本件については、単に「6か月前倒ししてほしい」と提案するだけでは実効的な提案とはならず、考えられる改善方策とは何か、実務的に検討していく必要があると考えている。

厚生労働省においても、どういった改善方策を考えていけるのか、また、委員ご指摘の事務負担面もみながら、総合的に考える必要があると受け止めている。

(江利川委員)

普通徴収は市町村の事務だと思うが、より簡便な納付方法が取れないかといった視点からも、検討してもらいたい。

(事務局)

本件については、推進会議において、個別具体的な保険料の徴収方法について、コスト面をシミュレートしながら、「これがいい」と判断することは不可能ではないかと考えている。

しかし、本件について、少なくとも事務の早期化を図る余地がないか検討することは重要なポイントであると考えており、改善に繋がると考えられる3つの可能性をお示しするという、こういった結論の出し方もあるのではないかと、という形としてご提案させていただいた。

具体的には、1つ目は、今の事務の短縮化の検討、2つ目は、普通徴収でも、引き続き口座振替により負担軽減を図るといった対応できる部分の検討、3つ目は情報共有上の改善方策、ということで、厚生労働省に改善方策の検討を投げかける上で、可能性が全くないと言われないように、「こういった改善の方法が考えられる」と提示できるように整理した。

江利川委員ご指摘の点は、事務局でも認識しており、推進会議で具体的な改善策まで

お示しすることは難しいと思う。ただし、このような検討を行うことが必要であるという方向性は間違っておらず、また、改善の可能性も全くないわけではないように思う。

このことから、本件に対し真摯に検討すべきとの方向性を厚生労働省に打ち出していくという方向もあると思いつつ、他方、もう少しデータを揃え検討すべきとのことであれば、事務局において喜んで更なる関連データの収集・整理をさせていただくが、推進会議の方向としてはいかがだろうか。

(松尾座長)

状況なり条件で、何が妥当かは変わって来る部分もあると思われる。

もう一段、設定を具体的にして、改善すべき点や難しい点を国民が納得できる形にしないと、一律でどうと言えない部分もあるだろう。

(事務局)

本件については、これまでの議論を踏まえながら、引き続き、厚生労働省との間で議論しながら改善の可能性を検討すべき、との方向性と理解してよろしいか。

(松尾座長)

それでよい。よろしく願います。

(2) 報告

事務局から、以下について概要を報告した。

身体障害者手帳の様式の見直し(結果報告)

(事務局)

本件については、本年3月6日に開催した第113回推進会議の審議において、同年3月末に、厚生労働省において実施予定としている身体障害者手帳の様式等の見直しの内容が、身体障害者のプライバシーに配慮したものとなるよう、事務局において厚生労働省と調整するようとの議論をいただいた。

このことを踏まえ、事務局では、3月11日に、推進会議における議論の概要を、身体障害者手帳の様式等の見直しの検討の参考としてもらえるよう、厚生労働省に情報提供した。

厚生労働省では、本年3月29日に、省令改正及び通知等の発出を行い身体障害者手帳の様式等の見直しを行っており、その内容を確認すると、以下のアからウのとおりとなっている。

ア 厚生労働省は、身体障害者手帳(カード型を含む)の交付・形式については、自治体あて、「地域の障害者等のニーズを踏まえ適切に対応すべきものである等の指

摘があったことから、障害者手帳の様式を各省令で定めるのではなく、障害者手帳に最低限記載すべき事項のみ各省令で定めることとする。」と省令の改正の趣旨等を周知している。

イ カード型の様式については、厚生労働省から自治体あて、運用通知に伴う、「障害者手帳のカード化に関する Q&A」の中において、「(問) 手帳を交付された者のプライバシーに配慮し、障害名を裏面に記載してもよいか。」について、「(答) 自治体の判断で裏面に記載することは差し支えない。」として周知している。

ウ 手帳型の様式については、運用通知において、新たな様式では、障害名の記載面が移行され、公共交通機関の運賃割引等のサービスを受けるために手帳を提示する際、見開き時に障害名が見えないよう様式を変更（ページを移行）している。

また、厚生労働省は、「この度の、カード型様式の追加を含む身体障害者手帳の様式の改定等について、その趣旨の一つに「プライバシーへの保護」の観点があることは、都道府県障害保健福祉関係主管課長会議（平成 31 年 3 月 7 日）等の機会を捉え、都道府県にも説明している。」としている。

これらの厚生労働省の対応をみると、推進会議で求めている「身体障害者のプライバシーへの配慮」がなされていると考えられることから、結果のご報告とさせていただきます。

※ 添付資料（身体障害者手帳の様式の見直し関連）

- ① 身体障害者手帳の様式の見直しに関する、推進会議の審議結果と厚生労働省への確認結果
- ② 身体障害者手帳の様式の見直しに関連する通知
- ③ 障害者手帳のカード化に関する Q&A について

（松尾座長）

これら厚生労働省の通知を踏まえ、自治体が実際にどのような対応を行っているかについて、把握している情報はるか。

（事務局）

現在事務局で把握している部分は、厚生労働省の対応についてのみである。

（松尾座長）

実際に、これら厚生労働省の通知等が実効あるものとなっているか、すなわち、実際に自治体で通知等に沿った対応がなされるかが重要である。

（事務局）

引き続き厚生労働省との情報共有や、管区局所とのネットワークを活用し、注視していきたい。

（江利川委員）

通知のとおりのお取り扱いとなっていない事例があれば、その理由も併せて確認してもらい

たい。

最高裁判所裁判官国民審査における点字投票の負担軽減(結果報告)

(事務局)

平成 30 年 12 月 14 日に審議した際、様々な意見をいただいたが、総務省自治行政局選挙部選挙課に再度質問を投げてはどうかということであった。

事務局で、総務省自治行政局選挙部選挙課に再度照会したところ、同課からは、①記号式の投票については、審査対象の裁判官は公示の日の直前にまで変わり得るものであり、変動があった場合には、総選挙の準備と並行して複雑な事務が発生する、②番号の投票については、審査人の意思を正確に把握できるものか、慎重な検討が必要である、との回答であった。

また、事務局で、日本盲人会連合にヒアリングを行ったところ、同連合からは、①現行の国民審査の点字投票の方法(自書式)は負担になっておらず、改善する必要はない、また、現行の方法が最も正確性を担保できる方法である、②番号の投票は正確ではない、とのコメントであった。

このような当事者の声を聴いた結果等を踏まえると、現行の方法を改善するよう推し進めることは、実務的に難しいことが分かってきたことから、結果のご報告とさせていただきます。

(松尾座長)

視覚障害を有する立場の方の回答は、そういう立場ではない人とは、受け取り方とかが違うことが分かった。そういう立場の人の意見を聞いた上で、丁寧に対応しないといけない。

任意継続被保険者証の早期交付(経過報告)

(事務局)

本年 3 月 6 日に審議し、あっせんの必要があるという議論をいただいたことから、厚生労働省に推進会議の結果を連絡した。

厚生労働省から連絡があり、推進会議の意見を踏まえ、総務省からあっせんを受けるまでもなく、本件について改善できるように関係機関と調整を行い、近々に改善内容について総務省に提示を予定としているとのことであった(注)。このように、推進会議の意見を事前に連絡した結果、スピーディに行政運営の改善が図られることは良いことと考える。

(注(改善の内容)):任意継続被保険者の資格取得の申出があった場合、資格喪失の事実を確認することができれば、日本年金機構から全国健康保険協会への被保険者の資格

に関する情報の提供が行われる前であっても、被保険者証を交付して差し支えないものとされた。

※ 添付資料（任意継続被保険者証の早期交付関連）

- ④ 健康保険の任意継続の申請から被保険者証交付までの流れ（改善の概要）
- ⑤ 任意継続被保険者証の交付の改善に関連する通知

養子縁組里親における育児休業期間の見直し(経過報告)

（事務局）

本年3月6日に審議した際には、どういう実態になっているか調べた上で、再度議論するという事になっている。このことを踏まえ、現在、厚生労働省に依頼し、実態把握を実施しているところである。

(3) その他

教職員検定による隣接校種の教員免許状取得時の要件の見直し(あっせん報告)

事務局から、第112回行政苦情救済推進会議（平成30年12月14日開催）に付議した「教職員検定による隣接校種の教員免許状取得時の要件の見直し」について、平成31年4月26日（金）に文部科学省に対してあっせんし、報道発表を行ったことを報告するとともに、7月中にあっせんに対する文部科学省の回答を公表予定であることを説明した。

以 上